

納税証明書について

申請者形態別			必要な納税証明書
法人事業者	1	むつ市内	【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の3） 【青森県税】法人県民税、法人事業税 【むつ市税】未納がないことの証明書（指定様式）
	2	むつ市内の支店等に委任する者	・本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の3） 【都道府県税】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税 【むつ市税】未納がないことの証明書（指定様式）
	3	むつ市外	・本社、本店所在地に係る次の納税証明書 【国税】法人税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の3） 【都道府県税】法人都道府県民税、法人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】法人市町村民税、固定資産税
個人事業者	4	むつ市内	【国税】申告所得税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の2） 【青森県税】個人事業税 【むつ市税】未納がないことの証明書（指定様式）
	5	むつ市外	・住所地に係る次の納税証明書 【国税】申告所得税・消費税及び地方消費税（納税証明書 その3の2） 【都道府県税】個人事業税、固定資産税（都税のみ） 【市町村税】住民税、固定資産税、国民健康保険税

【むつ市税】未納がないことの証明書について

- 1 申請日以前3箇月以内に発行されたものに限りします。
- 2 指定様式「証明願」に必要事項を記入の上、むつ市役所税務課及び各分庁舎に申請してください。記入方法については、「記入例」を参照してください。
- 3 コピーでの提出も可とします。

注 むつ市税について、税務課に「未納がないことの証明書」を申請する場合、納税直後（およそ1週間程度）はデータ処理の都合上、未納とされる場合があります。その際は、金融機関等が発行する領収書で確認させていただきますので、お手数ですが領収書（写し可）を持参していただくようお願いいたします。

【国税】【都道府県税】【市町村民税（むつ市税を除く）】について

- 1 申請日以前3箇月以内に発行された令和5年度分のものに限りします。ただし、決算の関係で令和5年度分が発行されない税目については、直近1年分のものとします。
- 2 各税について、課税されていない場合も、非課税の証明書又は未納がないことの証明書を提出してください。
- 3 固定資産税について、東京都23区内の場合に限り都税の証明書を提出していただきます。これ以外の場合については市町村税の証明書を提出してください。
- 4 コピーでの提出も可とします。